

[事案 23-53] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 9 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

6 年前に募集人から勧められ変額個人年金に加入したが、虚偽説明あるいは重要事項の説明がなかったため意図した保険でなかったとして、一時払保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 11 月、手持ちの現金を保険会社に預けて、2～3 年後に現金化しようと考え、知合いの募集人に相談したところ、募集人から当該保険商品を勧められた。そこで、銀行に預けるのと同じ感覚で保険会社に預けることとし、保険料一時払の変額個人年金に加入した。

しかし、翌年 1 月頃に「四半期運用実績のお知らせ」が届き、運用実績や解約返戻金額を確認したところ、解約返戻金が元本割れになっていることを知った。勧誘時において、下記のとおり、虚偽の説明、重要事項の不告知があったため、意図していたものとは違う保険商品であったのだから、一時払保険料(2,000 万円)を返還して欲しい。

- (1) 「運用商品、変額商品であること」「保険料がどのように運用されるか」「元本が割れる可能性」「危険性」「解約した場合の控除」について説明を受けていなかった。
- (2) 預けるお金は、銀行の定期預金のようなイメージで、2～3 年後には用途があり、その間の預け入れであることを告げていた。
- (3) 年金受取の説明を受けたが、2～3 年後の現金化を予定していたので、そういった必要性はないことを告げていた。
- (4) 勧誘した募集人が、商品説明が不十分であったことを認めていた。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の主張するような虚偽の説明、重要事項の不告知は認められないため、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 平成 17 年 8 月頃にパンフレットと設計書を交付して説明を行い、同年 11 月の契約時にもパンフレットと設計書を交付して説明を行った。
- (2) 平成 17 年 11 月の契約申込時に、「重要事項のお知らせ／ご契約のしおり／約款」「特別勘定のしおり」を交付して説明し、申込書裏面の「重要事項に関する確認書」を説明して申込書を受け申込書控えを交付した。
- (3) 2～3 年後には用途があるということ、年金受取の必要性はないということは聞いていない。
- (4) 募集人は虚偽説明を認めていない。

<裁定の概要>

申立人の主張の法律的な根拠は必ずしも明らかではないが、裁定審査会では、説明義務違反を理由として消費者契約法 4 条 1 項（不実告知）・2 項（断定的判断の提供）による取消、あるいは民法 95 条の錯誤による無効を主張するものと判断し、申立書、答弁書等の書

面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづいて審理した。

その結果、下記のとおり、申立内容を認めることができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書により理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

1. 説明義務違反について

下記のとおり、申立契約の締結にあたって、募集人が重要事実について事実と異なることを告げたり、将来において受け取るべき金額について断定的判断を提供したとは認められず、相手方会社の説明義務違反を認定することはできないことから、消費者契約法に基づく取消しは認められない。

- (1) 一般に、商品内容について全く説明を受けず、契約内容も了知しないまま、保険料として 2000 万円もの現金を用意し、あるいは募集人にこれを送金させるということは通常考えられず、事前に相応の説明があったと推認することが妥当である。また、申立人および募集人のそれぞれの事情聴取の結果によっても、募集人は事前にパンフレット等を交付して説明したものと推認できる。
- (2) 申立契約に関する「申込書兼告知書」には申立人の自署による署名押印があり、「年金種類」の欄には「確定年金」にチェック印があり、「年金支払開始年齢」は 85 歳、「年金支払期間または保証期間」の欄には 5 年と申立人の自書で記載されていることから、申立人が契約当時、少なくとも申立契約が年金保険であることを認識していたことが強く推認される。
- (3) 上記「申込書」の裏面には「重要事項に関する確認書」として、「1 変額個人年金保険 I 型の資産は、特別勘定への繰入日から年金支払開始日の前日までは特別勘定において主に有価証券で運用され、その運用実績に応じて死亡給付金額・災害死亡給付金額・年金額及び解約返戻金額が変動し、その有価証券の価格や為替の変動等に伴う投資リスクは、保険契約者に帰属すること」と記載されており、募集人の事情聴取からも、申立契約がリスクを伴う商品であることの説明はなされていたと認められる。

2. 錯誤について

- (1) 本件における申立人の錯誤の主張は、「本件契約が銀行預金のようなものであり、保険と思わず、いつでも解約でき、預け入れた金額は戻ってくると思った」というような契約の要素に錯誤があったというものだが、申込書およびパンフレットには保険であることが明記され、保険金の受取人の指定もあること、更に年金の種類や年金開始時年齢等に自ら記載し、「重要事項に関する確認書」に署名していること等に鑑みれば、錯誤が存在するとの主張自体認められない。
- (2) 仮に錯誤があったとしても、申立人が事前に交付されたパンフレットや申込書や申込みの際に交付された文書を全く読まず、かつ募集人の説明を聞いていなかったことなどから、申立人は錯誤をするに重大な過失があると評価できる。

よって、民法 95 条ただし書きにより、申立人から本件契約が無効であることを主張

することはできない。